◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２６１号（H26. 8. 15）◆◆

＝はじめに＝

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝１件（８月８日～８月１４日分）
（１）トラックの追突ひき逃げ事故
２．ホイ-ル･ベアリング゛の点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
３．「第９回NASVA安全マネジメントセミナー」開催のご案内
４．「事業用自動車事故調査委員会」の発足について
５．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
６．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
７．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
８．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
９．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
１０．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
１１．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
１２．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

【１．重大事故等情報＝１件】（８月８日～８月１４日分）

（１）トラックの追突ひき逃げ事故

８月１０日午後８時頃、大阪府内の国道において、同府内に営業所を置くトラックが運行中、信号待ちをしていた軽乗用車に追突し、そのまま逃走した。この事故により、当該軽乗用車の運転者及び乗員が軽傷を負った。

報道によると、警察は事故現場近くで当該トラックの運転者を見つけ、事故を起こしたと認めたことなどからひき逃げの疑いで逮捕した。また、当該トラックの運転者は「運転する直前に、たばこと一緒に危険ドラッグを吸った」と供述しており、当該トラックの車内から危険ドラッグが入っていたとみられる袋の一部が見つかっている模様。

◇◇◇

【２．ホイ-ル･ベアリング゛の点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう】

国土交通省では、社会的な影響が大きい重大事故や整備不良に起因する事故について、保守管理の観点から発生防止の対策を検討するため、「使用過程車の保守管理に関する調査分析検討会」を開催し、その検討結果に基づきユーザーへの情報提供の充実・強化に取り組んでいるところです。
整備不良が原因となった車両火災の中で、車輪・車軸に関するものが約1割と多いことから、これに着目して調査分析したところ、ホイール・ベアリングの点検整備を怠ると回転部位の潤滑剤であるグリスの劣化や漏れによる潤滑不良が発生し、走行性能等に影響が生じることが確認されました。
このため、特に定期的にホイール・ベアリングの点検整備を行っていないユーザーに対し、注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000096.html

◇◇◇

◇◇◇

管轄する運輸支局（輸送担当）に提出する必要があります。

安全管理規程の例や届出様式など、詳しくは国土交通省のホームページをご覧下さい（各地方運輸局等のホームページにも掲載しています。）。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000023.html

◇◇◇

→　http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html

◇◇◇

ルを１つのページに集約しました。
今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思います。
今回、１つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html

〔掲載マニュアル一覧〕
・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
・H19年6月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆